

病児保育事業 指導検査基準

(令和6年9月4日適用)

葛飾区 子育て支援部 子育て施設支援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行うことができる。</p>

【凡例】

※以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

番号	関係法令・通知	略称
1	「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
2	「児童福祉法施行規則」（昭和23年厚生省令第11号）	児童福祉法施行規則
3	「病児保育事業の実施について 別紙 病児保育事業実施要綱」（令和6年こ成保第180号）	国実施要綱
4	「東京都病児保育事業実施要綱」（平成21年21福保子第375号）	東京都実施要綱
5	「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）	保育所保育指針
6	「葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱」（平成16年16葛子子第1895号）	葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱
7	「葛飾区私立保育園訪問型保育事業実施要綱」（平成18年18葛子育第898号）	葛飾区訪問型保育事業実施要綱
8	「葛飾区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和5年葛飾区条例第50号）	区条例
9	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）	省令
10	「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）	児童虐待防止法
11	「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）	雇児総発第402号通知
12	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号）	こ成安第36号通知
13	「建築基準法」（昭和25年法律第201号）	建築基準法
14	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）	府令

目 次

病児保育事業

1	事業の内容	1
2	届出内容の変更	1
3	対象児童	2
	(1) 病児保育事業	2
	(2) 病後児保育事業	2
	(3) 訪問型病後児保育事業	2
4	定員	3
5	実施要件	3
	(1) 病児保育事業	3
	(2) 病後児保育事業	4
	(3) 訪問型病後児保育事業	5
6	実施方法	6
	(1) かかりつけ医の受診	6
	(2) 連絡票	6
7	建物設備等の管理	6
8	留意事項	6
	(1) 医療機関との連携等	6
	(2) 感染の防止	7
	(3) 虐待等の行為	7
	(4) 休息等の状況	7
	(5) 保護者との連絡状況	7
	(6) 書類の整備	8
	(7) 児童の安全管理の状況	8
	(8) 区事業における管理者	8
	(9) 研修	8
	(10) 保護者負担	8

特定子ども・子育て支援施設

1	利用児童を平等に取り扱う原則	9
2	秘密保持等	9
3	備付書類と記録の整備等	9
	(1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	9
	(2) 記録の整備	9
	(3) 電磁的記録等	10
4	利用料及び特定費用の額の受領	10
	(1) 利用料の額の受領	10
	(2) 特定費用の額の受領	10
5	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	11
	(1) 領収証の交付	11
	(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	11
6	保護者に関する区への通知	11

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 事業の内容	葛飾区で実施する事業は次のとおりとする。 (1) 病児保育事業 児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。 (2) 病後児保育事業 児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を医療機関または保育所に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業。 (3) 訪問型病後児保育事業 児童が回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。	1 事業内容は適切か。	(1) 葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱第2条(8)(9) (2) 葛飾区訪問型保育事業実施要綱第2条(1)	(1) 事業内容が適切でない。	C
2 届出内容の変更	施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に区に変更届を提出することが必要である。 (変更届出事項) (1) 事業の種類及び内容 (2) 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) (3) 条例、定款その他の基本約款 (4) 職員の定数及び職務の内容 (5) 主な職員の氏名及び経歴 (6) 事業を行おうとする区域(区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、区の名称を含む。) (7) 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 (8) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	1 変更が生じた場合、1月以内に変更届を提出しているか。	(1) 児童福祉法第34条の18第2項 (2) 児童福祉法施行規則第36条の38	(1) 変更について変更届を届け出していない。 (2) 変更の日から、1月以内に変更届を提出していない。	C B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 対象児童 (1) 病児保育事業	対象となる児童は、次のとおりとする。 (1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、区が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という。）。事業の対象となるのは、次のいずれかに該当する児童とする。 ア 葛飾区内に住所を有し、現に保育施設、認定こども園又は幼稚園に通所しており、保護者とその同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童 イ 葛飾区内に住所を有しないが、葛飾区内の保育所又は認定こども園に通所しており、保護者と同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童 ウ 葛飾区内に住所を有し、保護者とその同居の家族の就労・病気などを理由に適切な監護を受けられない小学校1年生から小学校3年生までの児童 エ その他区長が特に必要と認めた児童	1 利用する児童は本事業の対象となる児童か。	(1) 国実施要綱5 (2) 葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱第7条、第8条、第10条、第11条 (3) 葛飾区訪問型保育事業実施要綱第3条	(1) 本事業の対象とならない児童が本事業を利用している。 (2) 本事業の対象となる児童であることの確認がなされていない。	B B
(2) 病後児保育事業	(2) 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、区が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」という。）。事業の対象となるのは、次のいずれかに該当する児童とする。 ア 葛飾区内に住所を有し、現に保育施設、認定こども園又は幼稚園に通所しており、保護者とその同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童 イ 葛飾区内に住所を有しないが、葛飾区内の保育所又は認定こども園に通所しており、保護者と同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童 ウ その他区長が特に必要と認めた児童				
(3) 訪問型病後児保育事業	(3) 葛飾区内に住所を有し、6歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童であり、病後児保育事業の対象である児童。				

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 定員 (訪問型保育事業を除く)	(1) 届け出ている利用定員の範囲の受け入れとする。 (2) 病児保育実施施設及び病後児保育実施施設(以下これらを「病児・病後児保育実施施設」という。)の利用定員は、原則4人とする。ただし、葛飾区長が必要と認める場合は、この限りではない。	1 定員を超えて児童を受け入れていないか。	(1) 葛飾区病児・病後児保育等事業実施要綱第5条	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。	C
5 実施要件 (1) 病児保育事業 ア 実施場所	(1) 病児保育事業の実施要件は次のとおりとする。 ア 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～エの基準を満たし、区が適当と認めたものとする。 (ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有していること。保育室の面積は児童1人当たり1.98㎡以上とし、観察室又は安静室の面積は1室3.3㎡以上とすること。 ※平成21年4月1日より前から実施している事業においては面積の基準については努力義務とする。 (イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。 (ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。 (エ) 医師が駐在している医療機関に併設する施設又は医師の管理下と同等の対応が可能な施設であること。	1 必要な設備を有しているか。	(1) 国実施要綱6(1)① (2) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2) (3) 葛飾区病児・病後児保育等事業実施要綱第4条第1項 (4) 東京都実施要綱第6 1(1)	(1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有していない。 (2) 静養、又は隔離の機能が不十分である。 (3) 調理室を有していない。 (4) 児童の事故防止及び衛生面への配慮がなされておらず、養育に適していない。 (5) 児童の事故防止及び衛生面への配慮が不十分である。 (6) 医師の管理下と同等の対応ができていない。	C B C
イ 職員の配置	イ 病児の看護を担当する看護師(准看護師含む)、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。 (ア) 利用者がいる時間帯の場合、保育士及び看護師等については原則常駐とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。 a 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。 b 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接していること。	1 看護師等、保育士の配置は適切か。 2 看護師等を常駐しない場合は、要件が満たされているか。 3 看護師等の常駐を要件としない場合、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されているか。	(1) 国実施要綱6(1)② (2) 葛飾区病児・病後児保育等事業実施要綱第4条第1項(2)	(1) 預かる児童に対して、看護師等・保育士が不足している。 (1) 要件を満たしていないにもかかわらず、看護師等が常駐していない。 (1) 看護師等の常駐を要件としない場合、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されていない。	C C C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>c 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。</p> <p>d 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。</p> <p>(イ) 利用児童がいない場合については、利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としない。</p>	<p>1 保育士及び看護師等を常駐させておらず、利用児童がいない場合でも、利用児童が発生した場合に保育士及び看護師が速やかに従事できる職員体制が確保されているか。</p>		<p>(1) 保育士及び看護師等を常駐させておらず、利用児童がいない場合でも、利用児童が発生した場合に保育士及び看護師が速やかに従事できる職員体制が確保されていない。</p>	C
ウ その他	<p>ウ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。</p>	<p>1 受け入れの期間は適切か。</p> <p>2 本事業担当職員は、利用の少ない日等において、感染症予防等に資する取り組みを行っているか。</p>	(1) 国実施要綱6(1)③	<p>(1) 受け入れの期間が不適切である。</p> <p>(1) 本事業担当職員は、感染症予防等に資する取り組みを行っていない。</p>	B B
(2) 病後児保育事業 ア 実施場所	<p>(2) 病後児対応型の実施要件は次のとおりとする。</p> <p>ア 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(ウ)の基準を満たし、区が適当と認めたものとする。</p> <p>(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。保育室の面積は児童1人当たり1.98㎡以上都市、観察室又は安静室の面積は1室3.3㎡以上とすること。</p> <p>※平成21年4月1日より前から実施している事業においては面積の基準については努力義務とする。</p> <p>(イ) 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。</p> <p>(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。</p>	<p>1 必要な設備を有しているか。</p>	<p>(1) 国実施要綱6(2)①</p> <p>(2) 葛飾区病児・病後児保等事業実施要綱第4条第2項</p> <p>(3) 東京都実施要綱第62(1)</p>	<p>(1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有していない。</p> <p>(2) 静養又は隔離の機能が不十分である。</p> <p>(3) 調理室を有していない。</p> <p>(4) 児童の事故防止及び衛生面への配慮がなされておらず、養育に適していない。</p> <p>(5) 児童の事故防止及び衛生面への配慮が不十分である。</p>	C B C C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
イ 職員の配置	イ 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。 なお、保育士及び看護師等を常駐させない場合の要件は(1)病児対応型と同じとする。 (3・4ページ参照)	1 保育士、看護師等の配置は適切か。 2 看護師等を常駐しない場合は、要件が満たされているか。 3 看護師等の常駐を要件としない場合、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されているか。 4 保育士及び看護師等を常駐させておらず、利用児童がいない場合でも、利用児童が発生した場合に保育士及び看護師が速やかに従事できる職員体制が確保されているか。	(1) 国実施要綱6(2)② (2) 葛飾区病児・病後児保育等事業実施要綱第4条第1項(2)	(1) 預かる児童に対して、保育士、看護師等が不足している。 (2) 要件を満たしていないにもかかわらず、看護師等が常駐していない。 (3) 保育士及び看護師等の常駐を要件としない場合、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていない。 (4) 保育士及び看護師等を常駐させておらず、利用児童がいない場合でも、利用児童が発生した場合に保育士及び看護師が速やかに従事できる職員体制が確保されていない。	C C C C
ウ その他	ウ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。	1 受け入れの期間は適切か。 2 本事業担当職員は、利用の少ない日等において、感染症予防等に資する取り組みを行っているか。	(1) 国実施要綱6(2)③	(1) 受け入れの期間が不適切である。 (2) 本事業担当職員が、感染症予防等に資する取り組みを行っていない。	B B
(3) 訪問型病後児保育事業	(1) 訪問型病後児保育事業の実施要件は次のとおりとする。				
ア 実施場所	ア 利用児童の居宅とする。		(1) 国実施要綱6(4)①	(1) 利用児童の居宅で実施していない。	C
イ 職員の配置	イ 次の(ア)～(ウ)を満たすこと。 (ア) 病後児の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、研修により区長が認めた者(以下「家庭的保育者」という。)のいずれか1名以上配置すること。 (イ) (ア)に定める職員を配置する場合は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添6に定める研修を修了した者とする。なお、令和6年3月31日までの間に、要綱別紙1に掲げる研修(区市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない)を修了した者についても配置できることとする。 (ウ) 預かる病後児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者いずれか1名に対して、1名程度とする。ただし、同一世帯かつ同一場所に保育を行う場合は、3名まで保育することができる。	1 職員の配置数及び保有する資格等は適切か。 2 職員は定められた研修を修了しているか。 3 職員1名が預かる病後児の人数は1名程度か。又は同一世帯かつ同一場所において3名までとしているか。	(1) 国実施要綱6(4)②③ (2) 葛飾区訪問型保育事業実施要綱第16条	(1) 資格等を保有する職員が配置されていない。 (2) 職員は定められた研修を修了していない。 (3) 職員1名が預かる病後児の人数が1名程度を上回る。又は同一世帯かつ同一場所において3名を超えて保育している。	C C C
ウ その他	ウ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童宅への訪問を行うこと。	1 訪問を行う児童が利用の要件をみたしているか。 2 訪問して保育を行う期間が適切か。		(1) 訪問を行う児童が利用の要件を満たしていない。 (2) 受け入れの期間が不適切である。	B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
6 実施方法 (1) かかりつけ医の受診	(1) 病児保育事業及び病後児保育事業並びに訪問型病後児保育事業については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問の決定を行うこと。	1 かかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受け入れ又は訪問を決定しているか。	(1) 国実施要綱7(1) (2) 葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱第13条第3項、第15条第3項	(1) 保護者と協議して受け入れ、訪問を決定する前に、対象児童をかかりつけ医に受診させていない。	B
(2) 葛飾区病児・病後児保育診療情報提供書【医療機関以外が実施する施設に限る。】	(2) 医療機関でない施設が病児保育事業、病後児保育事業、又は訪問型病後児保育事業を実施する場合は、保護者が提出するかかりつけ医が記入した葛飾区病児・病後児診療情報提供書（第4号様式）により、症状を確認し、受け入れ、訪問の決定を行うこと。	1 提出された葛飾区病児・病後児診療情報提供書により症状を確認し、受け入れ又は訪問を決定しているか。	(1) 国実施要綱7(3) (2) 葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱第13条第4項 (3) 葛飾区訪問型保育事業実施要綱第8条	(1) 医療機関でない施設が病児保育事業及び訪問型保育事業を実施する場合、受け入れ、訪問を決定する前に、保護者が提出するかかりつけ医が記入した葛飾区病児・病後児診療情報提供書により症状を確認していない。	B
7 建物設備等の管理【訪問型病後児保育事業を除く。】	1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。 2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 保育所保育指針第3章3(1)、4(1) (2) 区条例第3条（省令第5条第5項） (3) 建築基準法28条第1項、第2項	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (1) 備品が損傷して危険がある。 (1) 危険物が放置されている。 (2) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 (3) 採光・換気等が悪い。	C C C
	2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 保育室、便所等設備が清潔であるか。 2 施設内にある用具（寝具、遊具等）が清潔であるか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1)	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
8 留意事項 (1) 医療機関との連携等	(1) 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。 (2) 医療機関でない施設が病児保育事業、訪問型保育事業を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。 (3) 病児保育事業及び訪問型保育事業を実施する場合には、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。 (4) 本事業を実施するにあたっては、指導医・囑託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所（訪問）時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。	1 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、医療機関との協力関係を構築しているか。 2 日常の医療面での指導、助言を行う指導医をあらかじめ選定しているか。 3 協力医療機関または指導医との関係において、緊急時の対応をあらかじめ文書で取り決めているか。 4 事業実施にあたって、保護者に周知し、理解を得ているか。	(1) 国実施要綱8(1) (2) 葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱第4条第1項(4)(5)、第14条第4項	(1) 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定していない。または医療機関との協力関係を構築していない。 (1) 日常の医療面での指導、助言を行う指導医をあらかじめ選定していない。 (1) 協力医療機関または指導医との関係において、緊急時の対応があらかじめ文書で取り決められていない。 (1) 事業実施にあたっての保護者周知がなされていない。又は不足している。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 感染の防止	<p>(1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。</p> <p>(2) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。</p> <p>(3) 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。</p>	<p>1 体温の管理等、対象児童の適切な健康状態の把握に努めているか。</p> <p>2 他児及び職員への感染を防止への配慮がなされているか。</p> <p>3 対象児童の予防接種の状況を確認し、必要に応じて接種を助言しているか。</p>	(1) 国実施要綱8(2)	<p>(1) 対象児童の適切な健康状態を把握するための体温管理等を行っていない。</p> <p>(2) 手洗い等の設備が設けられておらず、他児及び職員に対する感染防止への配慮がなされていない。</p> <p>(3) 対象児童の予防接種の状況を把握していない。または、必要に応じて予防接種をするよう助言をしていない。</p>	C C B
(3) 虐待等の行為	<p>職員は、利用児童に対し、次に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人もしくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>(4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 区条例第3条（省令第9条の2）</p> <p>(2) 児童福祉法第33条の10</p> <p>(3) 児童虐待防止法第2条、第3条</p> <p>(4) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	C B
(4) 休息等の状況	<p>子どもの発達過程に応じて、安全な環境の下で休息を取ることができるようにすること。</p>	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>2 午睡時の安全対策を講じているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ</p>	<p>(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。</p> <p>(2) 休息のために適切な環境を確保していない。</p>	C B
(5) 保護者との連絡状況	<p>子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</p> <p>保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。</p>	<p>1 保護者との連絡は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	C B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 書類の整備	(1) 病児保育事業を行うにあたり、必要な帳簿を整備しておくこと。 例 ・保育日誌や利用児童に関する申請書や記録 ・事業に従事する職員に関する書類（資格証等） ・医療機関との契約書 など	1 必要な帳簿を備えているか。	(1) 国実施要綱8(2)	(1) 事業運営に必要な帳簿を施設で備えていない。 (2) 帳簿の一部が未整備である。	C B
(7) 児童の安全管理の状況	(1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。事故防止の取組を行う際には、特に睡眠中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、施設内の環境の配慮や、指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 ア 危険な場所、設備等を把握し、囲障の設置、鍵等の状況を点検しているか。 イ 携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ウ 施設で事故が発生した場合は、適切な処置がとられているか。	1 児童の事故防止に配慮しているか。 2 事故発生した場合に適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) 保育所保育指針 第3章1(3)ア	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (1) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。 (2) 事故発生時の対応を適切に行っていない。 (3) 事故発生時の対応が不十分である。	C B C B
(8) 区事業における管理者	(2) 次に掲げる事故等が発生した場合には葛飾区に報告すること。 ア 死亡事故 イ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。） 病児保育事業・病後児保育事業実施施設の施設長又は管理者（以下「管理者」という。）は次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) 体温の管理等健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるような処遇をすること。 (2) 他の児童への感染防止に配慮すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、適切な保育を実施するために必要な措置を講ずること。	1 報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。	(1) こ成安第36号通知	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B
(9) 研修	病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添5に定める研修を受講し、資質の向上に努めること。	1 従事職員に定められた研修を受講させ、資質の向上に努めているか。	(1) 国実施要綱9	(1) 従事職員に定められた研修を受講させていない。	B
(10) 保護者負担	(1) 本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。 (2) 病児・病後児保育事業において、受託者は利用者との契約により、利用料を徴収することができる。この場合において、利用料は1人1日2,000円とする。 (3) 病児・病後児保育事業において、利用料のほか、事業に要した食事等の実費を利用者の保護者に請求することができる。この場合において、請求することができる金額は1日500円を超えないものとする。 (4) 訪問型保育事業において、受託者は利用者との契約により1人1時間につき800円（2人目又は3人目については1人1時間につき500円）を徴収することができる。	1 利用者が負担する費用の支払いを受けているか。	(1) 国実施要綱10 (2) 葛飾区病児・病後児保育事業等実施要綱第18条 (3) 葛飾区訪問型保育事業実施要綱第11条 (4) 府令第56条第1項	(1) 保護者が負担する費用の支払いを受けていない。 (2) 費用の受領が不十分である。 (3) 領収証を交付していない。	C B C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
特定子ども・子育て支援施設					
1 利用児童を平等に取り扱う原則	提供者は、利用児童の国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により、差別的取扱いをしていないか。	(1) 府令第59条	(1) 差別的取り扱いをしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
2 秘密保持等	(1) 特定子ども・子育て支援を提供する施設または事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 職員及び管理者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置（規程の整備、雇用時の取決め等）を講じているか。	(1) 府令第60条第1項	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
		2 正当な理由がなく秘密を漏らしていないか。		(1) 正当な理由がなく秘密を漏らしている。	C
	(2) 提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員であった者が、秘密を漏らすことがないよう必要な措置（規程の整備、雇用時の取決め等）を講じているか。	(1) 府令第60条第2項	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
	(3) 提供者は、小学校、他の提供者その他の機関に対して、利用児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用児童に係る保護者の同意を得ておかななければならない。	1 利用児童に関する情報を他の機関に提供する際に、あらかじめ文書または電磁的方法により保護者の同意を得ているか。	(1) 府令第60条第3項 (2) 府令第62条第6項	(1) あらかじめ文書等により同意を得ていない。	C
	この文書による同意については、あらかじめ保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織（提供者の使用に係る電子計算機（コンピュータ等）と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したもの）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、提供者は、当該文書による同意を得たものとみなす。				
3 備付書類と記録の整備等					
(1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者（以下「提供者」という。）は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 府令第54条	(1) 記録をしていない。 (2) 記録の内容が不十分である。	C B
(2) 記録の整備	(1) 提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 府令第61条第1項	(1) 職員、設備または会計に関する諸記録が整備されていない。 (2) 諸記録の整備が不十分である。	C B
	(2) 提供者は、府令第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による区への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援の提供の記録及び保護者に関する区への通知に係る記録を整備し、5年間保存しているか。	(1) 府令第61条第2項	(1) 提供の記録または保護者に関する区への通知に係る記録を整備していない、または5年間保存されていない。 (2) 記録の整備・保存が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<p>(3) 電磁的記録等</p> <p>4 利用料及び特定費用の額の受領</p> <p>(1) 利用料の額の受領（施設等利用費（無償化分）が償還払の場合）</p> <p>(2) 特定費用の額の受領</p>	<p>(1) 提供者は、府令の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録（HD、CD、DVD等）により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、電磁的方法（メール、HP、FD・CD-ROM等）により提供することができる。</p> <p>この場合において、提供者は当該書面等を交付または提出したもののみならず、</p> <p>なお、電磁的方法により提供する際は、あらかじめ、保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>① 府令第62条第2項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの</p> <p>② ファイルへの記録の方式</p> <p>(2) 電磁的方法により提供する場合は、保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(3) 府令第62条第4項の規定による承諾を得た提供者は、保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、保護者に対し、電磁的方法によって提供してはならない。</p> <p>提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（以下「保護者」という。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（特定費用に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。</p> <p>提供者は、利用料（法定代理受領の場合は、施設等利用費控除利用料）のほか、特定費用の額の支払を保護者から受けることができる。この場合において、提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面または当該書面に係る電磁的記録により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>※ 特定費用とは、次に掲げる費用をいう。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援施設を提供する施設または事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) (1)～(3)のほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>1 電磁的方法により提供する際は、あらかじめ保護者から文書または電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>2 電磁的方法の種類及び内容を明示しているか。</p> <p>1 保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を受けたい旨の申出をした保護者に対して電磁的方法による提供を行っているか。</p> <p>1 保護者との間に締結した契約により定められた利用料の額を徴収しているか。</p> <p>1 特定費用の額の支払を受けるに当たり、保護者に当該支払を求める金銭の用途、額、理由について書面または電磁的記録により明らかにするとともに、説明し同意を得ているか。</p>	<p>(1) 府令第62条第2項、第4項</p> <p>(1) 府令第62条第3項</p> <p>(1) 府令第62条第5項</p> <p>(1) 府令第55条第1項</p> <p>(1) 府令第55条第2項 (2) 府令第62条第1項</p>	<p>(1) あらかじめ承諾を得ず電磁的方法で提供している。</p> <p>(1) 電磁的方法の種類及び内容を明示していない、または明示が不十分である。</p> <p>(1) 記録を出力することによる文書を作成できない。 (2) 一部記録を出力することによる文書を作成できない。</p> <p>(1) 電磁的方法により提供している。</p> <p>(1) 徴収した額が適正でない。</p> <p>(1) 支払を受けるに当たり、金銭の用途、額、理由について書面等により明らかにしていない。 (2) 保護者に説明していない、または同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 (1) 領収証の交付	提供者は、利用料（法定代理受領の場合は、施設等利用費控除利用料）及び特定費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料及び特定費用の支払を受けた際に、保護者に領収証を交付しているか。 2 領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。	(1) 府令第56条第1項、第57条	(1) 領収証を交付していない。 (1) 領収証について、利用料の額と特定費用の額とを区分していない。	C C
(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	提供者は、利用料及び特定費用の支払をした保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 利用料及び特定費用の支払をした保護者に対し、施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 府令第56条第2項、第57条	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 施設等利用費（無償化分）の額の通知をしていない。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C C B
6 保護者に関する区への通知	提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（以下「利用児童」という。）に係る保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しなければならない。	1 保護者に関する不正な行為による施設等利用費の受給等について、区に通知しているか。	(1) 府令第58条	(1) 区に通知をしていない。	C